

プライム監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 21 年 11 月 17 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、プライム監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

プライム監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人では、業務運営について、監査法人としての具体的な方針及び手続が整備されていない中で、最高経営責任者をトップとするグループと品質管理担当責任者をトップとするグループに分かれ、それぞれのグループにおいて監査契約の新規受嘱や審査等の業務が行われている。
さらに、最高経営責任者及び品質管理担当責任者において、監査法人の品質管理のシステムの整備を図るという意識が希薄となっており、内部規程が整備されていないこと、監査補助者に対する指示及び監督が不十分であること、監査契約の新規の締結に係る検討が不十分であること、監査業務に係る審査が不十分であること、品質管理のシステムの監視が実施されていないこと等、品質管理のシステム全般にわたり多数の不備がみられるなど、監査法人としての組織的な業務運営が行われていない。
2. 監査業務の実施については、監査の実施に関する具体的な方針及び手続が定められていないこと、監査の基準等に関し、監査実施者の理解が不十分であること、監査補助者に対する指示及び監督が不十分であることなどから、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案及び会計上の見積り等、重要な項目に関する監査手続が著しく不十分であり、また、審査を受けずに監査意見を表明している監査業務など、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務がみられる。
3. 監査業務に係る審査については、最高経営責任者及び品質管理担当責任者において、監査法人として適切に審査を実施するという意識が欠如しており、審査担当者としての知識、経験等の適格性に疑義のある者が審査担当者として選任されている。また、監査計画や監査意見の審査を実施していない監査業務が多数みられるなど、審査態勢は極めて不適切である。
4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、最高経営責任者及び品質管理担当責任者において、監査法人として組織的に改善を図るという意識が欠如しており、具体的な改善計画が策定されていない。また、監査実施者に対して指摘事項の改善指示や改善状況の確認等を徹底していない。
このようなことから、今回の検査において、未改善の事項が多数みられており、改善の取組みは著しく不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2474)
